

「移転価格」に関して東京地裁が注目される判決

最近「移転価格税制」なる制度の適用によって我が国の大企業が次々と課税庁から巨額の更正処分を受け、これらの企業が続々と不服を申し立てていることが新聞紙上にぎわせています。

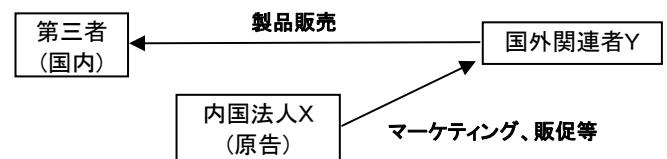
「移転価格税制」とは、企業グループ内における国際取引において、独立した企業間では不可能な取引価格の操作により国外に所得が移転されることによって我が国の税収が減少することを阻止しようとする制度です。例えば、日本のメーカーが海外子会社を通じて製品を製造・販売し、その海外子会社が日本の親会社のブランドや技術力を利用して製造・販売を行っている場合、海外子会社が日本の親会社に適正なロイヤリティを支払っていないければ、親会社が本来得べき所得が海外子会社に移転し、日本の税収はその分減少します。そのような場合に、日本の課税庁は移転価格税制を適用して、日本の親会社に更正処分を行うこととなります。このような更正処分を回避するためには適正なグループ間取引の価格設定が重要ですが、これは必ずしも容易ではない上(但し、課税庁による事前確認という制度があります。)、法令及び通達の定める独立企業間価格の算定方法は、事案によってはわずかな係数の選択によって大きく変動し得るため、租税法律主義の建前から疑問があり、企業の予測可能性を損なう結果となっている事案も少なくありません。他方、我が国では移転価格事案につき納税者が税務訴訟を提起し判決まで至った事例はいまだ少数にとどまっております(例えば高松高判平成18年10月13日、東京地判平成18年10月26日)、司法判断を通したルールの明確化も十分ではありません。このような中で、昨年末、東京地裁において移転価格税制について注目される判決(東京地判平成19年12月7日)が下されましたので、ここで概要を紹介します。

本判決の事案では、子会社である内国法人(X)が、海外の親会社(Y)による日本国内での製品販売に際してマーケティング支援等の役務提供を行い、その対価として手数料を受領していました。その手数料額が、課税庁の算定した独立企業間価格と比べて安く、海外への所得移転があるとして更正処分を受け、本判決ではこの更正処分が適法とされました。

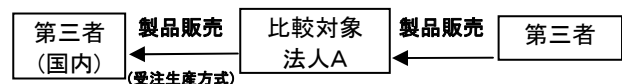
本判決は、まず、独立企業間価格の算定方法として、取引形態の異なる取引を比較対象取引に選定した場合であっても、一定の要件をみたせば、基本三法の一つである再販売価格基準法に“準ずる方法”と同等の方法として許容されると判示しました。

本件の内国法人Xにおいて、国外関連者Yとの取引は、Yが日本国内で製品を販売するに際してのマーケティング、販促、ユーザーサポート等の役務提供でした。ところが、課税庁は、役務提供者ではなく、同種の製品について受注販売方式で再販売を行う業者(A)を比較対象法人に選定し、比較対象法人Aの製品販売に係る売上総利益率を、Yの日本国内での売上高に乗じて、Xの受取手数料についての独立企業間価格であるとしました。

〔本件の取引〕



〔比較対象取引〕



Xは、再販売価格基準法に“準ずる方法”の適用要件を欠くこと、課税庁の選定した比較対象取引は、比較可能性

本ニュースレターの執筆者



ひろなか あきひろ
弘中 聡浩

パートナー
弁護士・ニューヨーク州弁護士



うの しんたろう
宇野 伸太郎

アソシエイト
弁護士

本ニュースレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室
(電話: 03-5562-8352 E-mail: info@jurists.co.jp)

がないことなどを主張しました。しかし、本判決は、(ア)基本三法に“準ずる方法”とは、取引内容に適合し、かつ、基本三法の考え方から乖離しない合理的な方法をいう、(イ)再販売価格基準法に“準ずる方法”の適用の可非を判断する際には、取引当事者の果たす機能及び負担するリスクを検討すべきであると述べた上で、内国法人Xが行っているマーケティング等の役務提供は、再販売取引において再販売者が行う活動内容と機能の点で類似し、内国法人Xは役務提供業者であり、在庫リスクを負担していないという点で、受注販売方式をとる比較対象法人Aとリスクの面で類似しているとして、本件における“準ずる方法”の適用を認めました。

また、本判決は、比較対象法人の詳細が秘匿された上での更正処分(シークレット・コンパラブルによる課税と呼ばれています。)を是認したという意味も持っています。移転価格の調査では、本人調査及び反面調査に加え、同種の事業を営む第三者に対する質問検査権が認められています。この第三者への質問検査権については、課税調査を受けた内国法人(本件のX)が課税庁に対して「帳簿書類又はその写しを遅滞なく提示し、又は提出しなかった場合」という要件が規定されています。Xは、課税庁の要請に対して速やかに帳簿書類等を提出しているため、第三者への質問検査権の行使要件を満たしていないにもかかわらず、課税庁が第三者である比較対象法人Aに質問検査を行い、それにより取得した財務情報等を用いて、シークレット・コンパラブルで課税処分を行うのは違法であると主張しましたが、本判決は、質問検査に係る手続要件は、課税処分の要件ではなく、当該質問検査に係る手続が刑罰法規や公序良俗に抵触するような重大な違法がある場合に初めて更正処分の取消事由となるので、Xが調査に積極的に協力したにもかかわらず課税庁が第三者に質問調査権限を行使して情報を収集したからといって重大な違法があるとは言えないとしました。

基本三法ないし基本三法に準ずる方法により独立企業間価格が算定される場合、課税庁の選定した比較対象取引との比較可能性を慎重に吟味することが本来は求められているはず(OECD 移転価格ガイドライン 1.15~1.18

パラグラフ等)。しかし、本件のようなシークレット・コンパラブルによる課税の場合、納税者が取得できる情報は極めて限られており、比較対象可能性を十分吟味することができません。本判決には別紙に「機能・リスク等対比表」というものが付されていますが、その対比項目の多くはシークレット・コンパラブルの事案の場合、納税者は十分な検証が不可能です。

課税庁は移転価格税制の適用に積極的な姿勢を見せている上、いったん課税処分が行われると、その金額は巨額に上る傾向にあるので、海外展開を行っている企業は、移転価格リスクにつき十分に注意を払う必要があります。また、移転価格事案に限らず税務争訟事案一般に言えることですが、課税庁による調査への対応、及び、更正処分が行われ、不服手続を行う場合の異議・不服審査手続での適切な対応は、税務訴訟を有利に進める上でも非常に重要であり、将来の税務訴訟の提起・遂行をにらんだ慎重な対応が不可欠です。

当事務所は、旧興銀税務訴訟、東京都外形標準課税訴訟をはじめ、税務争訟・訴訟において多数の実績を上げ、現在も複数の移転価格案件、国際金融取引に関する大型税務訴訟等において、クライアントに助言しています。本ニューズレターは、当事務所に所属し、国内・国際取引に関わる税務訴訟・争訟・税務アドバイスに携わる弁護士・税理士から構成されるビジネス・タックス・ロー研究会により定期的に発行される予定です。当事務所のビジネス・タックス・ロー研究会は、当事務所の弁護士・税理士が、クライアントに対しより一層的確なサービスを提供できるよう、税務に関する最新の情報・ノウハウを共有・蓄積するとともに、ビジネス・ローに関する最新の情報を発信することを目的として活動しています。

(当事務所の連絡先) 〒107-6029 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル(総合受付 28 階)
電話 : 03-5562-8500(代) FAX : 03-5561-9711~9714
E-mail : info@jurists.co.jp URL : http://www.jurists.co.jp/ja/